

土木工事特記仕様書（令和８年４月１日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第１条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第２条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

（４）受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第２号）または標板（様式第３号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（仮設トイレの洋式化）

第３条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

２ 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（本工事の各工種における施工時の留意点）

第４条 各工種における施工時の留意点は、次のとおりとする。

(1)FRP メッシュ工

1. 施工範囲は変状箇所を包含し、四方に最低 50cm 以上の設置余裕しろを確保する。
2. アンカーは 1m² 当たり 8 本以上となるよう打設し、最大ピッチは 0.5m 以下とする。
3. 継ぎ目は網目以上かつ 50mm 以上重なるようにラップさせる。
また、継ぎ目はアンカープレート等で押さえる。
4. 覆工コンクリート表面の凹凸が著しい場合や、覆工の曲率が小さい場合には、アンカーボルトの本数を適宜増やして覆工コンクリートと密着させる。
5. FRP メッシュの施工前に、下地処理として、覆工の極端な段差、遊離石灰等のある程度除去する。
6. アンカーの設置後は、緩みの有無等について打音検査により確認すること。

(2)パッチング工

1. 舗装版切削後、施工範囲の内側や周囲にあるゴミや泥等を取り除くこと。
2. 施工箇所が湿っている場合はバーナなどを用いて乾燥させること。
3. タックコートは底面および側面にも行うこと。
4. 交通開放の早期解放のため、復旧はアスファルト舗装を想定している。早期解放が可能であれば、コンクリート舗装を適用しても良い。